

○まじま委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、金谷委員、中野委員から欠席する旨の届出があります。

初めに、1の請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

陳情第15号、生活保護世帯及び独居高齢者世帯に対する水道料金及び下水道使用料の減免制度の維持を求めることについてに関わりまして、ここで委員会を休憩し、陳情提出者から、趣旨・補足説明を受けることといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時03分

再開 午後1時16分

○まじま委員長 再開いたします。

ただいま、趣旨・補足説明を受けた陳情第15号につきまして、委員の皆様から特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、説明を受けたばかりでありますことから、陳情の判断につきましては、今回は保留とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○まじま委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、2の建設に関する事項についてを議題といたします。

(1) 特定空家等の所有者に対する命令の実施について、理事者から報告願います。

○中野建築部長 特定空家等の所有者に対する命令の実施について、報告いたします。

本件は、本年4月8日に開催された本委員会において、旭川市末広地区に位置する特定空家等の相続人等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法により、建物の除却命令に先立ち、3月25日付で事前通知を行った旨を報告していたものであります。この通知に対し、4月8日付で相続人から、自身での解体に向けて検討しており、財産の処分について弁護士と相談したいので時間の猶予が欲しいとの意見書が提出されました。しかし、その後の相続人に対する聞き取りでは、4月20日の時点で、弁護士への依頼がなされていないほか、建物の除却時期についても何ら考え方が示されなかったことから、本年4月28日付で除却命令を発出したところであります。除却命令の履行期限は本年8月31日としており、期限までに建物が除却されない場合は、行政代執行により市が除却するという手順となりますが、意見書により、自身での除却の意思が示されたことを踏まえ、その進捗の状況によっては履行期限を変更することも想定してございます。

建築部からの報告は以上であります。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(2) ペーパン川流域の治水対策について、(3) 強風による土木部所管施設の被害状況について、(4) 令和4年度北海道護国神社祭開催に係る公園の使用許可について、(5) 新基北橋架換工事について、(6) クマ出没による公園施設(突哨山)の一時閉鎖についての以上5件について、理事者から報告願います。

**○太田土木部長** まず初めに、ペーパン川流域の治水対策について御報告いたします。お配りしております資料のほうを御覧ください。

ペーパン川流域では、平成28年8月、平成30年7月に相次いで浸水被害が発生してございまして、平成30年度から河川管理者である北海道が、大きく被災いたしました甘水橋から深草橋の約8キロメートルの区間について、河道拡幅を中心とした災害関係事業に着手し、本年度おおむね完了する予定となっております。また、北海道では、ペーパン川流域のさらなる治水安全度の向上を図るため、河川改修の上流区間延伸に加えまして、新たな貯留施設等の検討を行い、ダム建設が最も優位であるとし、昨年11月、北海道の政策評価委員会で詳細な調査に進むことが妥当と判断されたことから、事業化に向けた手続を進め、本年3月には、国の補助によるペーパン川治水ダム建設に向けた実施計画調査の予算化が決定したところでございまして、この実施計画調査につきましては、ダム建設の技術的可否などを判断することを目的としており、調査内容は、地形調査、地質調査、環境調査、概略設計などとなっております。調査期間につきましては、令和4年度からおおむね5年程度の予定となっております。

こうした災害関係事業の状況ですとか今後の整備などにつきまして、地域の方々に説明、報告を行うため、令和4年4月21日、22日、28日の3日間、市民委員会、関係農業団体、上川総合振興局、本市などで構成いたしますペーパン川・倉沼川災害対策連絡協議会ペーパン川治水部会の主催による説明会を開催したところでございまして、説明会には、主催者を除きまして対象約600世帯のところから、3日間合わせて37名の方が出席し、現在進められております災害関係事業の内容の確認ですとか要望のほか、深草橋より上流域についても早期に河川改修や安全度を高めてほしいなどの意見が出ていたところでございまして、

以上、ペーパン川の治水対策についての御報告でございまして、

続きまして、強風による土木部所管施設の被害状況についてでございまして、

令和4年4月27日から28日の強風による土木部所管施設の被害状況について、御報告を申し上げます。資料を御覧ください。

4月27日から28日にかけて、北海道の北側を通過した低気圧に伴う前線の影響によりまして、道内各地で強風が発生したところでございまして、本市におきましても、4月26日16時21分に強風注意報が発令され、28日15時43分まで継続したところであります。4月27日21時50分には最大風速が13.5メートル、同日21時10分には最大瞬間風速27.1メートルを記録したところでございまして、

この風に伴いまして、土木部所管施設におきまして、資料にもございますように、公園施設では倒木などが3か所で4本、道路施設で街路樹の幹折れが1本、歩道用道路照明の灯具落下が1か所といった被害が生じてございまして、いずれも人身、物損などの二次的被害はございませんでした。この強風の被害を受けまして、公園施設につきましては、4月27日に神楽岡公園、春光台公園、常磐公園及び嵐山公園の立入りを制限し、翌日、28日午前中に各公園内の安全を確認後、順次、

利用を再開したところでございます。また、道路照明につきましては、同一路線に設置されてございます同一型式の照明9基について、緊急で詳細点検を実施した結果、1基については、灯具が落下した照明と同様の劣化が認められましたことから、即日撤去を行ったところでございます。このほか、翌4月28日に、市内に設置されてございます道路照明全てについて、緊急で目視点検を実施し、異常がないか等を確認してございます。

なお、道路照明につきましては、他都市において倒壊や灯具の落下による事故が生じていることから、平成28年度から道路ストック点検事業として、道路照明の腐食状況や劣化状況の点検を実施してございまして、異常があったものについては修繕や更新を進めているところでございます。令和3年度までで、点検対象約6千600基のうち、設置年次が古いものや、中心市街地のデザイン照明を中心に1千235基、進捗率で申し上げますと約19%ということになりますけれども、そうしたものの点検が完了しているところですが、道路照明の倒壊が発生した場合、甚大な被害が生じるおそれがあることから、今後も引き続き、照明点検についてはスピード感を持って進め、事故防止の徹底に努めてまいりたいと考えております。

強風被害については以上でございます。

続きまして、令和4年度北海道護国神社祭開催に係る公園の使用許可につきまして、御報告を申し上げます。資料のほうを御覧ください。

北海道護国神社祭につきましては、街商組合の主催により、会場となる常磐公園の使用許可等について本市と協議をしながら、例年、6月4日から6月6日の3日間で実施しているところでございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、令和2年度及び令和3年度につきましては、その防止対策の徹底が困難であるとして開催を見送ってきたといった経過がございます。今年度につきましては、本市をはじめ、全国的にも様々なイベントの開催が検討されている中、道内他都市の類似のお祭りの状況ですとか、新型コロナウイルス感染者の状況などを踏まえ、条件つきではありますが、露店の出店に伴う常磐公園の使用を許可する方向で主催者と協議を重ねてまいりました。

公園使用に際しての主な許可条件といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた北海道からのお願いを遵守し、感染対策を実施するほか、資料にありますとおり、公園内が密な空間になることを避けるための対策といたしまして、露店数は200小間までとし、配置については、店舗ごとに2メートル程度の間隔を設け、主要園路の片側のみに設置すること、また、会場内は一方通行として、なるべく人だまりができないように対策を行います。営業時間につきましても、例年22時までとしていたところ、日没後の19時30分までに短縮し、飲食については、店内及び園路内での飲食及びアルコール類の提供を禁止といたします。また、出店者に対しましては、出店日前後1週間の健康観察チェックシートの提出を求め、発熱などの新型コロナウイルス感染症の症状が出た場合につきましては、随時連絡を取りながら感染対策を行うことといたします。

こうした例年になかった常磐公園での露店出店に関わるルールや禁止事項等につきましては、この後、報道依頼及びホームページにより、市民への周知を図りたいと考えております。市内における新型コロナウイルスの感染状況につきましては、依然として予断を許さないといった状況ではございますが、感染対策の徹底を図りながら、社会経済活動を止めない取組を進めてまいりたいと考えております。

護国神社祭開催に係る公園の使用許可については以上でございます。

続きまして、新基北橋架換工事について、今年度予定しておりました工事の延期について御報告いたします。配付資料を御覧ください。

新基北橋につきましては、令和3年8月25日の本常任委員会におきまして、同年8月2日に木製の橋桁の著しい劣化が判明したことから、直ちに通行止めとし、地域の皆様の利便性を確保するための暫定的な措置として、降雪期前までに幅員を狭めた歩行者用の木橋の設置を目指していること、また、年度内に測量調査や実施設計を進めながら河川協議を行い、令和4年度からはコンクリート製の橋に架け替える工事に着手していく考えについて御報告をさせていただきました。また、令和3年第3回定例会決算審査特別委員会におきましても、新橋の整備に向けた今後の課題として、消流雪事業が始まる11月15日までに橋梁下部工を完了させる必要があることや、河川管理者との協議のほか、特に住宅が密集し、橋に隣接している当該現場の状況から、工事で発生する振動や騒音に配慮した工法の選択、あるいは工事期間中における住民の生活環境の確保など、多くの課題があるといったことも答弁させていただいたところでございます。

その後の事業の進捗についてでございますが、暫定的な措置としての歩行者用の木橋につきましては、昨年10月22日に設置が完了し、現在も供用しているといった状況でございます。また、昨年10月から実施した設計委託におきましては、現在の橋台を活用する案ですとか、コンクリート2次製品を用いる案など、できるだけ短期間での施工が可能で、近隣住民に及ぼす影響を最小限にできる橋梁形式ですとか、騒音、振動の少ない架設工法についての検討を進めてまいりましたが、検討の結果、新たに橋台を設置し、コンクリート製の桁を架設する工法を採用することとしたところでございます。車両が通行できる永久橋を設置するためには、一定程度の規格の機械が必要となり、クレーン作業を行うための空間確保が必要となることから、架空線の移設について、電力会社などとも協議を行いながら設計を進めてまいりましたが、架空線の移設に当たりましては、高压ケーブルなどのほか、共架しているケーブルテレビ回線の移設も必要となるため、事前に詳細調査を実施するなどして、入念な計画が必要であり、移設工事の実施までに相応の時間を要することから、架空線工事の終了を待って本工事に着手した場合には、消流雪事業が始まる11月中旬頃までに下部工の工事を終えることが困難であることが判明したところでございます。

こうした状況から、本工事を下部工と上部工に分け、2か年で工事を実施するものとし、今年度は橋台を1基のみ設置して工事を完了させた後、次年度に残りの橋台と橋梁上部を設置することも検討いたしました。その場合、冬期間の歩行者用通路の確保が困難となること、また、架空線の移設に伴いまして、道路上に電柱の転倒防止用の控え柱などの仮設材が多数設置されることから、本体工事が一旦完了しても誘導なしでの一般交通の開放が困難となるといったことなどから、今年度は工事を中止し、改めて、各工事の工程を整理した上で、早期発注により来年の春から一連で工事を実施し、消流雪事業が始まる時期までに工事を完了させていきたいと考えております。

なお、円滑な工事を進めるため、工事発注前に関係町内会に対して既に今年度の工事予定に関するお知らせをお配りしているほか、昨年の通行止め等の措置に関する御案内におきましても、令和4年度から橋梁の架け替えに着手していく考えであることをお知らせしておりますので、今年度中止に至ったことについておわびを申し上げるとともに、その経過と今後の予定について、改めて、地域の皆様に丁寧に説明してまいりたいと考えております。

新基北橋の架け替え工事については以上でございます。

報告の最後となりますが、クマ出没による公園施設（突哨山）の一時閉鎖につきまして、御報告申し上げます。資料を御覧ください。

旭川市東山の突哨山につきましては、熊の出没状況を確認するため、定期的に6台の調査用カメラの画像確認を行ってございますが、5月20日に、比布町から、突哨山の比布町側でヒグマが調査用カメラに写っているという情報をいただき、5月21日に、本市東山の突哨山に設置している調査用カメラのデータを回収し確認したところ、5月19日及び5月20日の画像に親子らしきヒグマ2頭が遊歩道上を歩いている姿を確認したところであります。そのため、21日夕方より、遊歩道を閉鎖し、突哨山への園内立入りを当面の間制限することといたしました。なお、5月18日に調査用カメラの画像の定期確認を行ったところ、熊の出没は確認されてはおりませんでした。

21日の緊急園内巡回では、ふんや食痕などの痕跡は見つかりませんでした。昨日、23日の巡回で、ザゼンソウなどの食痕や踏み跡を確認したところであります。

今後もヒグマの痕跡等についての調査を継続し、園内の開放に支障がないと判断した際は、立入り制限を解除いたします。

熊出没による突哨山の一時閉鎖については、以上でございます。

**○まじま委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

**○上村委員** 多数の報告お疲れさまでした。

この春先に、様々な災害であるとか、あるいは、今シーズンの方向性に関係する大きな変化が発生するんだろうなということを改めて認識させられましたが、もう一つ認識させられたのは、この土木部の資料が、なぜかカラーで配付されるというところでありまして、これは何でなのかというのは、以前、分科会か何かで耳にしたような気がしますけれども、また、いろんな影響があるんだろうなということを思うところであります。

そんな中で、非常に興味深い報告が1件ありましたものですから、ちょっと唐突な質疑になって恐縮なんですけど、今後の方向性をお示しいただきたいなということで、質疑をさせていただきたいと思います。護国神社祭開催に係る公園の使用許可についてです。

今、詳細についてのお話がありました。3年ぶりの再開でしょうか。個人的には、非常に喜んでおります。この手のイベントであるとか催事であるとか、町内会の行事もそうなんですけれども、やっぱり3年ぐらい中止になると、なかなか再開しづらいんですよね。協賛金の関係も含めて、なかなか再開が遠くなっていくというふうな傾向にあります。そんな中で、今回再開の話を街商組合の方々とまとめていただいたということは、非常に評価したいと思うんですけど、ただ、いろいろと不安というか、いろいろな工夫を重ねての開催ということの中で、実際にどんなふうになるのかなということちょっと気になる部分もありますので、その点、確認させてください。

それで、一番気になるところは、園路内飲食の禁止に関してです。要は、なるべくその場での飲食というものを避けようと、感染対策ということを主眼に置きながらの御判断だと思えるんですけども、同時に、店内での飲食及びアルコール類の提供の禁止ということも考えられているようです。なかなか難しいのかなと思いつつも、なるべく飲食をしないような形での開催を今年については模索されるということだと思えますが、アルコール類提供の禁止はイメージとしてはぴんとくるんですけど、特に、園路内飲食の禁止、このあたりは、こういうやり方になっていくと、かなり形とい

うか、やり方が変わっていくんだらうなということを想定するところです。

このあたり、どのような開催になっていくのかということ、これまでとの変化も含めて、今年の変更点についてどのように考えていらっしゃるのかということについて、お答えをいただきたいと思えます。

**○星土木部公園みどり課長** 園路内での飲食の禁止についてでございます。密な空間にならないよという配慮の中で、飲食というのは気をつけなきゃならないという思いで、こういう協議を進めたところです。

実際には、園路で食べながら歩くというのはやめていただくというのが基本でして、例えば、公園内は広いので、密にならないような状態で静かに食べていただくとか、そういうような想定をしております。

**○上村委員** これは、静かに食べるとかそういう意味合いでの規制というか、ルール決めをされているということでしょうか。全般的に、会場内での飲食を禁止するというところまでお考えになっているのかなというふうに読み取ったんですけども、そのあたり、どっちなのかということについてはかなり影響が大きい話だと思います。禁止なのか、静かにしてくださいよというような対応をしようとしているのか、行為自体を規制しようとしているのかということ、明らかにしていただきたいと思えます。

**○星土木部公園みどり課長** 今の飲食についてですけども、公園の中で全く食べることを禁止するという意味でのお話ではないというふうに考えております。

**○上村委員** 分かりました。まだちょっと、どっちつかずの部分もありますし、そのあたりのルール決めの明確化と、その周知をどういうふうにやっていくかというのは結構難しい部分もあるんじゃないかなと思えますが、柔軟に考えていかれるのかなということで理解をいたしました。

それで、今回、冒頭にも申し上げましたとおり、3年ぶりの開催になりますか、開催に向けて調整をしていただいたということについてはありがたいと思えますし、よかったなと思っています。ただ、今後のやり方等を考えていくときに、こうした考え方が、どこまで現実的な市民のニーズであったり、主催者のニーズであったり、そこと相入っていくのかということ、慎重に見極めていかななくてはならないというふうなことも同時に思うところです。

最後に、今後ということもちょっとお聞きしておきたいんですけども、今後の見通しということです。護国神社祭が6月にあり、上川神社祭も7月にあるということで、こうしたものの話も、コロナの影響だけではありませんでしたけれども、少しずつ失っていったという市民の記憶もこれまでの経過としてあるところです。例えば、こうした上川神社祭の開催については、同じものではありませんけれども、どういう整理を共通して行っていくのかであるとか、あるいは、今回再開できるかもしれない、その見通しを持っている護国神社祭の来年以降の開催について、どういう考え方を今の段階で持っていられるのか、そのあたりについても、考え方をあらかじめお聞きしておきたいと思えます。

**○太田土木部長** 今年になってから少しずつ、こういったイベントも含めて、今、経済活動と両立させていくというような風潮になってきているというふうに思っております。旭川市におきましても、同時期に音楽大行進が行われるですとか、買物公園でのイベントということもこれから考えられております。そういった意味では、今回の護国神社祭というのは、まず一番最初のイベントな

のかなというふうに思っております。そういった意味では、一定程度我々も、街商組合さんと話をしながら、まずは人の流れを滞留させないような、人だまりをつくらせないような工夫ということをいろいろお話しさせていただいたところです。

一応、飲食をさせないということについてはちょっと我々もいろいろと検討はしたんですけども、やはり、基本的にテークアウトさせられるようなものでないということになります。ただ、今までのように裸でその物を持たせるというのではなくて、やはり包みか何かに入れて持たせる、そういうことによって、常磐公園内は、結構、いろいろと広いオープンスペースがございますので、例えば、池の周辺なんかにもデッキでちょっと椅子があるところもありますので、そういったところで食べていただくとかということも想定しているところです。

常磐公園については、この後また上川神社祭の会場ということになりますし、今回の状況をよく見ながら、規制をどう考えていくかということを引き続き検討していきたいと思っております。

○上村委員 ありがとうございます。以上です。

○まじま委員長 その他、委員の皆様から御発言はございますか。

○福居委員 どうしても触れななきゃいけない問題が出てきたので、新基北橋架換工事について聞かせていただきたいと思っております。

勝手に架けられていた橋ということで、市のほうでそれを認定したわけでもないんだけども管理していた丸太で造った橋が、去年、下が割れ出して、通行止めにしたと。早急に通行止めにして、でも、行き来する人がいるもんだから、人道橋を造っていただいて、それで今年から工事が始まるというアナウンスがされていて、大変、市は迅速に行動してくれるんだと、地域の人は非常に喜んでいましたよ。

でもお話を聞いていると、今年の工事は無理そうだと。それは理解するんですけども、架け替えるというアナウンスがかなり前からされていて、みんな今年中にできるんだと喜んでいたのね、今年1年我慢すればできるんだと。じゃ、できないというアナウンスは、この委員会が終わってから、その地域の人たちにするのかどうかを確認したいと思っております。

○鎌田土木部次長 昨年、通行止めにした際と、あと、今年度、工事の発注前ではございましたけれども、いろいろと影響が大きいということで、事前にアナウンスさせていただいたところです。

それで、今日のこの報告をもって、まずは市民委員会の会長、それから関係する町内会2町、それと朝日小学校、こちらにまず御連絡をして、今回に至った経緯とおわびを申し上げながら、今後どうするんだということについて御説明したいと思っております。その際に、以前は、その地域の方々に回覧という形をお願いしておりましたけれども、それを今回も回覧にするのか、あるいは一堂に会した説明会を行うのか、そういったことも含めて、この委員会が終わった後に御相談させていただきたいというふうに考えております。

○福居委員 市民委員会及び右と左の町内会と。でも、町内会以外でもあそこの橋を利用していた人が非常に多くて、それが、地域だと40町内会なんで、全部に行き渡るようなアナウンスの方法を何かちょっとだけ考えていただきたいと思っております。

それと、ちょっと引っかけたのは、11月15日から消流雪事業が開始になるからちょっと難しいんだという説明なんだけど、それは、基北川に雪を投げ入れるっていう事業で、いいですよっていうのが上流から全部決まっているんだけど、11月15日なんか、まだ雪、降ってないんだよ

ね。例年から見たら12月の中旬以降、今、後方に1か月ぐらい、季節的にずれている。1か月の期間があればこの事業は完了するのか、1か月後ろまで延ばせば、本当は今年中に終わるんだったら、何とかそういう弾力的な運用ができないのかなという疑問があるんだけど、その点についてはどうですか。

**○鎌田土木部次長** 資料の右側に工程表がありますけれども、赤い線が、今、変更になると想定しているところです。この表の上から2行目に下部工と書いてありますけど、これが今、12月15日ぐらいまで、中旬ぐらいまでかかるかなという想定で書いているんですが、これもあくまでも想定ということでございます。そして、消流雪の事業は11月15日から始まって、実際、その頃は、経験的には雪は降っていないというようなこともありますけれども、必ずしも雪が降らないという保証もございませんし、この運用に当たっては通水の試験等を行いますので、一時的ではありますけれども水位が上がるというような状況もありますので、不確定な要素がある中で、無理してやるのはちょっとリスクが高いかなというふうに考えております。

**○福居委員** じゃ1年先延ばししたら、工程表の11月15日以前に全てが終わるという工程になっているってということなの。

**○鎌田土木部次長** 今、この資料にあります工程表の中で、6月のところに縦に線が引いてあると思いますけれども、これが今、発注を予定していた時期ということになります。まだこれは決定ではありませんが、例えば、春先の早い段階に工事を開始したということになりますと、この6月というところが3月というようなイメージになるのかなというふうに思いますので、冬まで、通水までには下部工は終わると。当然、その中では、この夏に架空線の協議だとかを全て終わらせて、春からスタートさせるということで、終わらせることは可能だと考えております。

**○福居委員** ということは、架空線だとかケーブルだとか、下処理の段階を早めにやっちゃって、それが先にできる分だけ、工事も早く手をつけられて、来年ならかなり前倒しでできますよっていう、そういう意味合いで取ってよろしいですか。

**○鎌田土木部次長** そのように考えております。

**○福居委員** 分かりました。本来であれば、もし、1か月、弾力的に使えば、今年中にできるっていう予想があるのであれば、それをしてほしいんだけど、しょうがないなっていう部分があって、アナウンスを先にしちゃったのはこっち側が悪いんだから、それはやっぱりこちらの非を認めて丁寧にアナウンスをして、理解を得て、来年はこうこうこういうふうになりますっていう形で伝えていただければと思います。

この点については終わらせていただきますけど、もう一つだけ、土木部所管施設の倒木の被害について、ちょっとだけ。

土木事業所でも公園みどり課でも、倒木のおそれのある木やなんかをマーキングしているはずなんだよね、今、ピンクだとか赤だとか。本来切らなきゃならない木って何千本も存在していると思うのね。そうでもないかい。何百本だったっけ。だけど、土木事業所や公園みどり課もそれを切るだけの財源がないって前から聞いているんだけど、本当に切るだけの財源がないのかどうかだけ教えて。

**○澤渡土木部次長** 公園の中ということではなく、道路上の街路樹に関してテープを貼っていて、よく番号が書いてあるのは、要は調査番号ですので、全てそれを伐採する予定ということの印では



ないと。

あと、今すぐに伐採しなければならない木がたくさんあって、予算がないということには今はなっていないと思っています。

**○福居委員** 前に聞いたときに、切らなきゃなんないのは数多くあるんだけど、なかなかその財源がないんだよってという話を2～3年前に聞いていたんで、それから進捗して行ってそうなっているのか、その点について聞いたかったんだけど。

**○太田土木部長** 土木部が所管している樹木につきまして、例えば、街路樹ですとか公園の樹木などもございます。公園樹木については、もともと神楽岡公園ですとか、常磐公園もそうですし、あと春光台公園ですとか嵐山公園といったように、自然に発生したような木が多くて、そういったところについては、まず、大きい公園にはかなりの数の木がございまして、そういったところの調査を始めているところでございます。そうしたところでいけば、神楽岡公園の中には、やはりもう古くなって危険だと言われている木もあるんですけれども、ただ、公園については立入りを一部規制したりとかができますので、そういった形で対応している部分というのもございます。ですから、本当に危険だと判断された木を全部切らなきゃいけないとなると、やはり財源的にはかなり厳しいところはあると思いますけれども、取りあえず公園については、立入りの規制だとかもしながら、限られた予算の中で最大限、安全性を確保できるようにしてございます。

あと、街路樹については、一通り調査やなんかはしていますし、それから、都度剪定とかもしていますので、そういった中では、危険のない形の強剪定を図ったりということで、安全を確保できるような形でやっているというようなことでございます。

**○福居委員** いや、何が言いたいかという、財源がないんだったら、切る財源を環境部と打合せしたりなんかして、今、SDGsだとかそういうような形でまきに再利用して、環境部でCO<sub>2</sub>削減に関わるそういう政策をやっているんで、そういうものを利用して、街路樹だとか、今、切らなきゃならない木だとかっていうのを選定して、財源を確保したらいいんじゃないかなと思って、ちょっと質問させていただきまして、今後、検討していただければと思っています。

以上です。

**○まじま委員長** その他、御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、病院事業に関する事項についてを議題といたします。

(1) 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、理事者から報告願います。

**○木村市立旭川病院事務局長** 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、配付させていただきました資料に基づき、御報告を申し上げます。

全国的に感染者数が下げ止まり傾向にあり、蔓延状態が長期化の様相を呈する中、本市におきましても、感染者数が依然として高い水準で推移をしております。こうした中、当院職員の感染が相次いで確認されているところでありまして、前回の報告以降の当院職員の感染状況、また直近の感染症病棟の稼働状況等につきまして、順次、御説明を申し上げます。

まず、資料1 ページの1、当院における新型コロナウイルス感染症患者の発生についてであります。前回の常任委員会での報告以降、日付で言いますと4月13日から5月16日までの約1か月になりますけれども、この間、医師4人、看護師17人、薬剤師1人、事務職員3人、会計年度任用職員2人の合計27人の感染が確認されました。その多くは家庭内で感染したものでありまして、ただ、一部で、濃厚接触者等の発生により一般病棟の新規入院を一時的に休止するケースもあったところではありますが、その後の感染拡大は認められず、現在は、通常の診療体制に戻っております。今後も引き続き、診療体制を維持すべく、感染対策の徹底に努めてまいります。

続きまして、資料のその下、2、感染症病棟の入院患者数についてでございます。当院では、現在、コロナ病床として41床を確保し、入院患者の受入れを行っているところであります。5月18日現在の延べ入院患者数は、疑い患者を含め8千532人となっております。なお、資料には記載がございませんけれども、押さえている直近の数字、5月22日現在では、8千579人となっております。

また、1日当たりの月平均患者数につきましては、2ページ目の資料になりますけれども、表1にありますとおり、1月中旬以降、2月下旬のピークに至るまで、高い水準で推移し、その後は増減を繰り返しながらも緩やかに減少してきたところでございます。ただし、5月18日までの5月の1日平均患者数は12.3人と、下げ止まりの状況が現在まで長期化するなど、予断を許さない状況が続いております。なお、直近の5月22日までの5月の1日平均患者数につきましては、12.2人となっております。また、今朝の段階での入院患者数につきましては、実人数で7人ということになっております。

続きまして、2ページ目の中ほど、3、発熱外来（接触者外来）の受診患者数についてでございます。発熱外来（接触者外来）につきましては、現状、保健所依頼の陽性者や濃厚接触者の診療を行っているところでありますが、これまでの受診患者数につきましては、5月18日現在で4千476人となっております。なお、直近の5月22日現在では、4千499人となっております。

また、1日当たりの月平均受診患者数につきましては、その下の表2になりますけれども、1月中旬以降に急増し、その後も高い水準で推移しており、4月は若干の減少となりましたものの、5月18日までの5月の1日平均患者数につきましては16.7人と、増加に転じております。なお、直近の5月22日までの5月の1日当たりの平均患者数につきましては15.9人となっております。

次に、資料を1枚めくっていただきまして、3ページ目の4、病院全体の患者数についてでございます。まず、(1)入院患者数につきましては、その下の表3にお示ししておりますように、デルタ株の収束に伴いまして、休止中でありました一般病棟2病棟のうち1病棟を昨年10月から再開いたしましたことから、入院患者数は回復傾向にありましたが、3月以降につきましては、職員の感染者発生等に伴う入院時期の調整などにより、入院患者数は低調に推移しておりまして、現在においてもなお、回復の兆しが見えない状況が続いております。

また、(2)外来患者数につきましては、こちらも右側の表4にお示ししておりますように、令和3年度の患者数につきましては、相当な受診控えがありました令和2年度より、幾分回復が見られたところでございますが、感染力が極めて高いオミクロン株による感染者の急拡大を受け、外来患者の皆様外来通院をお控えいただくようお願いしたことなどによりまして、1月中旬以降、年

度が変わり5月に入りました現在においても、低調に推移をしているところでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午後2時01分